

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第145回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年7月29日（月）14時00分～14時26分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、
相田 仁、西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、
三友 仁志、森 亮二、矢入 郁子

（以上9名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

湯本総合通信基盤局長、大村総合通信基盤局電気通信事業部長、
吉田総合通信基盤局総務課長、五十嵐電気通信技術システム課長、
柴田電気通信技術システム課企画官、吉田電気通信技術システム課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3181号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第
3182号】

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、お疲れさまです。事務局の坂平です。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は委員9名全員の委員に御出席いただいております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第145回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第145回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員9名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆さん、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項2件でございます。

議 題

答申事項

ア 端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3181号】

○山下部会長 初めに、諮問事項第3181号、端末設備等規則等の一部改正について、審議いたします。

本件は、5月20日月曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、5月21日火曜日から6月19日水曜日までの間、意見招請を実

施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田電気通信技術システム課課長補佐　総務省総合通信基盤局電気通信システム課の吉田でございます。

資料１４５－１に基づきまして、御説明を差し上げたいと存じます。

ただいま、山下部会長様から御紹介いただきましたとおり、本件は本年５月２０日に諮問させていただいたものでございます。

概要につきまして、８ページ目で御説明いたします。

２つございまして、１点目が「緊急通報の相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件」でございます。

複数ＳＩＭ対応の携帯電話端末等におきまして、緊急通報がつかないケースがありますところ、その相互接続性や相互運用性を確保するものでございます。

２点目が「国際規格等と整合した端末設備に係る技術的条件」でございます。

国際規格と整合した規定や時代の変化に合わせた端末機器の区分の見直しをするものでございます。

①の詳細は、次の９ページ目のとおりでございます。緊急通報をデータ専用ＳＩＭから発呼してしまったり、緊急通報の位置情報のやり取りのときにＳＩＭのＩＤ情報が整合せずに通信路が切断されたりするケースがございますが、これを解消するため、次の１０ページ目にあるとおり、他のＳＩＭに切り換えて緊急通報を発呼する機能を、携帯電話端末側が新たに具備すべきものとして規定するものでございます。

②につきましては、１１ページ目のとおりで、端末設備の電源回路と事業用電気通信設備との間の絶縁抵抗と絶縁耐力につきまして、後継規格であるＩＥＣ６２３６８に沿った内容に見直すものでございます。

加えまして、１２ページ目でございますが、アナログ電話端末や総合デジタル通信用設備に接続される端末設備につきまして、単独の記号で技術基準への適合表示を行うケースがほとんど見られなくなっているということ、また、３Ｇ、第３世代携帯電話以前を想定した移動電話端末につきましては、３Ｇのサービス終了が２０２６年３月頃に見込まれていることなどを踏まえまして、端末機器の種別、区分を見直すものでございます。

１３ページ目が、種別、区分の見直しを整理したものでございまして、１４ページ目

が、その省令改正案となっております。

これらの改正案につきまして、意見募集を行いまして、その結果が通し番号の 2 ページ目となります。

本年 5 月 21 日から 6 月 19 日まで意見募集を行いまして、3 件の御意見の提出を頂きました。

3 ページ目からが御意見と考え方でございます。

まず、意見 1 でございますが、個人の方から全体について、要約や資料などを設けるべき等の御意見を頂いております。

こちらについては、改正等の概要を報道発表資料の別紙 1 として掲載している旨の考え方を示しております。

この御意見に基づく修正はございません。

続きまして、意見 2 でございます。こちら個人の方から、端末設備等規則の改正につきまして、慎重になってほしい等の御意見を頂いております。

こちらについては、「総務省において、今後の参考とすることが適当と考えます」との考え方を示しておりまして、御意見に基づく修正はございません。

5 ページ目を御覧ください。意見 3 として、株式会社 N T T ドコモから、省令案第 1 条につきまして、御賛同の御意見と、どの S I M 回線でも接続できなかった場合の動作について、御意見を頂いております。

こちらについては、御賛同の御意見として承るとともに、いずれの S I M でも接続ができなかった場合のそれ以降の動作につきましては、特段の規定を設けていない旨の考え方を示しております。

こちら、御意見に基づく修正はございません。

なお、6 ページ目の欄外に記載のとおり、案と無関係と判断されるものが 1 件ございました。

これらに基づきまして、端末設備等規則等の一部改正案は 15 ページ目から 29 ページ目までのままとなります。

答申案は、1 ページ目となります。

提出された御意見と考え方は、先ほど御説明差し上げました別添のとおりとなっております。

端末設備等規則等の一部改正案については、以上のとおりとなりますが、御参考情報

としまして、30ページ目を御覧いただきたく存じます。

こちらは、審議会への必要的諮問事項以外に係るものにつきまして、御意見と考え方をまとめているものでございます。

32ページ目を御覧ください。先ほどのNTTドコモの御意見について、こちらにも関係する形となっておりますので、告示案に対する御意見として再掲させていただいております。

こちらでは、先ほどの考え方に加えまして、「なお」以下のところを追加させていただいております。「告示案ではどのような切替動作を行って試験を行うか分かりにくいことから、SIMに順番をつけた上で、1番目のSIMから2番目のSIMへの切替動作、2番目のSIMから3番目のSIMへの切替動作と来まして、最後のSIMから1番目のSIMへの切替動作を確認することを明確化いたします」との考え方を示させていただいております。

これに伴いまして、こちらの御意見に基づく告示案の修正はありとなります。

31ページ目を御覧ください。意見1ですが、テュフラインランドジャパン株式会社からの御意見でございます。

端末設備等規則第6条の絶縁抵抗等の試験方法におきまして、別紙4にて略とされている別表第一号二の3の(二)の測定電圧などは、500ボルトとすることが適当ではないかとの御意見となります。

御意見について検討しました結果、「御意見を踏まえ、御指摘の箇所を一部答申に合致するよう修正いたします」との考え方を示しております。

こちらも、御意見に基づく告示案の修正はありとなります。

続きまして、意見2でございます。こちらもテュフラインランドジャパン株式会社からの御意見でございます。

同じく別表第一号ですが、二の3の(四)についても変更が必要との御意見となります。

こちらの御意見を検討しました結果、先ほどの意見1と同様に、「御意見を踏まえ、御指摘の箇所を一部答申に合致するように修正いたします」との考え方を示しております。

こちらも御意見に基づく告示案の修正はありとなります。

その次の意見4から意見7に対しては、それぞれ考え方に示させていただいていると

おりとなっております、これらの御意見に基づく修正はなしとなります。

これらに基づきまして、審議会への必要的諮問事項以外に係るものについては、次の35ページ目から119ページ目までとなりまして、今、御説明させていただいた内容を反映したものとなっております。

総務省からの御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

今、特にお書き込みいただいていた、挙手をしていただいている方が見当たらない。

○三友委員 大谷委員が手を挙げて、あとは、私もその後に手を挙げました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、先に大谷委員、お願いします。

○大谷部会長代理 ありがとうございます。コメントさせていただければと思います。

事務局の説明で、今回の変更点や変更内容については理解できたと思います。

ただ、専門事業者の方にとりましても、今回の省令の改訂の内容や、あるいはそれを実際に適用した場合に何が必要なのかという具体的な項目が分かりにくいところがあって、御意見を多数頂けたと思いますので、この意見に対する考え方の中にもガイドライン等に追記するなどの回答案を記入していただいていますけれども、今回の変更に伴って、事業者が対応すべき事項がよりクリアになるように、事務局となる部署から御対応いただければと考えております。

特にドコモ様からの御指摘の部分で、今回書いていない事項については、バッテリーの消耗がないように、繰り返しSIMを探さなくても大丈夫だと理解することができると思いますけれども、その点についても、分かりやすく追記いただけるのがよろしいかと思っております。

もちろん、省令そのものへの追加ということではなく、それ以外の周知の仕組みの中で取り入れていただければと思います。

以上、コメントでございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次に三友委員、よろしくお願いいたします。

○三友委員 三友です。2つありましたが、1点目は大谷先生とほぼ内容が一緒でした

ので、割愛させていただきまして、もう一点ですが、これは事実の確認だけなんですけれども、実際に複数SIM対応の端末で複数のSIMの使っていて、9ページにありますような緊急通報の位置情報のやり取りのときにIDが整合せず通信が切断されるといったケースがどれぐらいの頻度で起こっているのか。その重要性というか、問題の深刻さはどのぐらいなのかということが分かりますとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお答えいただけますでしょうか。吉田補佐からありますでしょうか。お願いいたします。

○吉田電気通信技術システム課課長補佐 各コメント、大変ありがとうございます。

まず最初の大谷先生から御指摘いただきました、実際の運用について問題にならないように整理しながら進めるという点については、おっしゃるとおりと思っておりますので、その辺り、実際にスムーズな運用ができるように取り計らってまいりたいと存じます。ありがとうございます。

あと、もう一点の三友先生から御指摘いただきました、実際に複数SIMの不具合が起こるケースがどのぐらいの頻度で起こるかについてなんですけど、こちらは具体的な数字は今、手元にないところでございますが、実際にそういった事案があったということもございまして、今回の対応になったということで御理解いただければありがたいと存じます。

○山下部会長 ありがとうございます。

今のようなお答えでよろしゅうございますでしょうか。三友委員。

○三友委員 はい。実際にケースが発生という表現だったものですから、どれぐらい社会にインパクトがあったのか具体的に確認したかったということです。分かりました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、もし分かりましたら、また別の機会に共有していただければありがたいと思います。お願いいたします。

ほかに御意見、御質問などございませんでしょうか。

私がチェックするのが下手で、挙手されているように見えなかったんですけれども、よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんですよので、諮問事項第3181号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3182号】

○山下部会長 続きまして、諮問事項第3182号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、審議いたします。

本件は、6月13日木曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、6月14日金曜日から7月16日火曜日までの間、意見招請を実施しました。

その結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。

委員会での検討結果については、ユニバーサルサービス委員会の関口主査から説明をお願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 ユニバーサルサービス委員会で主査を拝命しております、関口でございます。よろしくお願いいたします。

諮問第3182号の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、ユニバーサルサービス委員会における調査・検討の結果を御報告申し上げます。

前回、6月13日の第144回電気通信事業部会での御審議の翌日、14日から今月16日までの33日間、意見募集を行い、法人から1件、個人から4件、合わせて5件の意見を頂戴いたしました。

これらの意見に対する考え方と省令改正案について、先週24日に開催いたしましたユニバーサルサービス委員会において検討し、今般、お手元の資料145-2の1ページにございませとおり、当委員会としての考え方を報告書として整理いたしました。

順次、御説明させていただきます。

まず、報告書の1として、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方を別紙1のとおり、まとめました。

3 ページを御覧ください。1 つ目の未整備地域等の区域指定の特例については、2 つの意見を頂戴いたしました。ともに省令改正案の具体的な書き方に関するものであります。

このうち、意見 2 については、公設設備の民間移行に際し、所有者たる地方公共団体が電気通信事業者でなければならないように読めるのではないかと指摘ございました。

この指摘を踏まえつつ、より分かりやすい条文とする観点から、「他の電気通信事業者」と書くのではなく、「電気通信事業者」と単に書いた上で、その直後に括弧書きで「地方公共団体を除く」と書くことが適当であるといいたしました。

4 ページを御覧ください。2 つ目、大幅な赤字額の設定につきましては、2 つの意見を頂戴いたしました。

意見 3 は、町字ごとの一回線当たりのコストについて、実態と照らして大きな乖離が生じた場合には、必要に応じた試算方法の見直しを行うべきとの意見でございまして、意見 4 は、今回、電話のユニバーサルサービス制度と異なって、高コスト地域の基準を「上位 5 %」としたり、「累積町字数」をベースにした理由を明確にすべきとの御意見でございました。

見直しについては、本年 3 月の情報通信審議会の答申において、適宜適切に行うことが重要とされており、本審議会としてもこれに賛同するといいたしました。

また、「上位 5 %」については、B B ユニバの提供コストが大きい町字を特別支援区域として、交付金で支援する必要がある一方で、その交付金の原資が最終的には国民に転嫁され得ることなども考慮し、現行の電話ユニバ制度を参考に設定されており、また、「町字数をベースとすること」については、B B ユニバ制度の最小単位を町字とすることは総務省令で既に定められており、そのようにすることが合理的であるといいたしました。

そのほか、省令改正の記載方法に関する御意見と、審議会への諮問事項ではない事務的な御指摘がございましたので、それぞれの考え方をまとめております。

6 ページからは、別紙 2 として、当初の省令改正案に対して、見え消しで修正を加えたものを付けております。このように改正することが適当だと認められることを報告させていただきます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

○山下部会長 関口主査、ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

私の見たところは、今、挙手されている方も、チャットにお書き込みいただいている方もいらっしゃるの見えるんですが、事務局のほうで確認していただけますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 確認しましたが、今のところ、チャットには入っておりません。

○山下部会長 それでは、特に御意見ございませんようでしたら、諮問第3182号につきましては、お手元の答申案のとおり、答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

関口主査、ありがとうございました。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 ありがとうございます。

○山下部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局です。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、また、皆様方、よろしく願いいたします。

事務局は以上です。

○山下部会長 それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会